

(表 面)

質問又は立入検査を行う職員の証(第五条の二関係) 第 号	顔写真 (押出スタンプ)
所属庁 職 名 氏 名(生年月日)	
右の者は、老人福祉法に基づいて老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの関係者に対して質問し、又はその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。	
令和 年 月 日 都道府県知事(市長)	氏 名 印

(裏 面)

老人福祉法(抄) (報告の徴収等)
第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。